

～ 手続きにあたってのお願い ～

○届出事項変更届

1. 「届出事項変更届」と共にご提出いただく確認書類

変更事項別にご提出いただく確認書類は以下のとおりです。

※ 投資信託口座をお持ちの方で、別途、「特定口座異動届出書(兼告知書)」の添付書類として以下の確認書類をご準備いただく場合は、本届出書の確認書類と兼ねることができますので重複して提出する必要はありません。

変更事項	ご提出いただく確認書類	その他の書類	ご注意(必ずお読みください)
★住所	必要ありません。	必要ありません。	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託口座をお持ちの方で、「特定口座異動届出書(兼告知書)」を提出する場合は、確認書類が必要となりますのでご注意ください。
氏名	<以下のいずれかの公的書類> <ul style="list-style-type: none"> 「戸籍全部事項証明書(謄本)」、「戸籍個人事項証明書(抄本)」、もしくは「戸籍の附票の写し」の原本またはその写し ⇒発行後6か月以内のもの 「住民票の写し」の原本またはその写し ⇒発行後6か月以内のもの 「個人番号カード(マイナンバーカード)」の表面の写し ⇒有効期限内のもの 「運転免許証」または「運転経歴証明書」の写し(いずれも両面とも) ⇒有効期限内のもの 「在留カード」または「特別永住者証明書」の写し(いずれも両面とも) ⇒有効期限内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 取引印鑑届 預金証書 	<ul style="list-style-type: none"> 改姓・改名の事実(旧氏名の表示)が記載されているものに限ります。 預金証書は、ダイレクト預金のお客さまのみ提出をお願いします。 「住民票の写し」とは、コピーのことではありません。 本籍地、個人番号(マイナンバー)、住民票コードの記載のないものをご提出ください(本籍地、個人番号、住民票コードの記載がある場合、該当箇所をご家族分も含め、全て塗りつぶしてください。) 「個人番号カード(マイナンバーカード)」は、表面のみコピーしてください(裏面のコピーは提出不要)。 「運転免許証」の免許条件欄にある保健医療情報の記載は塗りつぶしてください。
★電話番号	必要ありません。	必要ありません。	—
★Eメールアドレス	必要ありません。	必要ありません。	(インターネット取引がある場合に限りです。)
お届け印	原則、必要ありません。 ただし、旧届出印鑑が磨耗、欠損等により印鑑照合ができない状態の場合には、預金者本人(氏名、住所)が確認できる以下の書類のいずれかをご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> 「住民票の写し」もしくは「住民票記載事項証明書」の原本またはその写し ⇒発行後6か月以内のもの 「個人番号カード(マイナンバーカード)の表面の写し ⇒有効期限内のもの 「運転免許証」または「運転経歴証明書」の写し ⇒有効期限内のもの 「在留カード」または「特別永住者証明書」の写し ⇒有効期限内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 取引印鑑届 	<ul style="list-style-type: none"> お届け印が複数ある場合で、改印のお手続きをされる場合には、改印されるお届け印ごとにお届けが必要です。 お届け印を喪失された場合は「喪失届(兼手続依頼書)」の送付を当社へご依頼ください。 「住民票の写し」とはコピーのことではありません。 本籍地、個人番号、住民票コードの記載のないものをご提出ください。(本籍地、個人番号、住民票コードの記載がある場合、該当箇所をご家族分も含め、全て塗りつぶしてください。) 「個人番号カード(マイナンバーカード)」は、表面のみコピーしてください(裏面のコピーは提出不要)。 「運転免許証」の免許条件欄にある保健医療情報の記載は塗りつぶしてください。
★勤務先	必要ありません。	必要ありません。	(転勤等による勤務地の変更もお届けください。)
★職業	必要ありません。	必要ありません。	—

★ eダイレクト預金または優遇金利付き普通預金をご利用のお客さまは、★印の事項については、インターネットによる変更手続きもお取り扱いしています。ただし、投資信託口座をお持ちの場合は、お取り扱いできません。

- ・該当事項全てを自筆でご記入ください。
- ・「届出事項変更届」は、お届け印をご捺印ください。
- ・その他不明な点があれば、当社の担当部署におたずねください。